

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目次

◇規 則 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定

診療所を廃止した旨の届出

生活保護法による医療機関の指定

診療所を廃止した旨の届出

生活保護法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正

土地改良事業の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良区の設立の適否の決定

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

◇選管告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨

◇地勞委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱

◇公 告 証票無効

製菓衛生師試験の実施

規 則

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十七号

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則(昭和四十年二月鳥取県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「法第十条第一項の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書(様式第一号)に」を「次の表の上欄に掲げる資金に係る前項の申請書には」に、「次の表の上欄に掲げる資金」を「次の表の上欄に掲げる資金」に、「添えて知事に提出」を「添付」に改め、同項の表中就職支度資金の項の次に次のように加え、同項を第二項とする。

療養資金	医療に要する期間及びその期間中の概算医療費(患者負担となるものに限る。)を記載した医師又は歯科医師の診断書
------	---

第二条に第一項として次の一項を加える。

法第十条第一項の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

様式第一号の添付書類の5中トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

※ 療養資金 医療に要する期間及びその期間中の概算医療費(患者負担となるものに限る。)を記載した医師又は歯科医師の診断書

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年五月十日から適用する。

告 示

鳥取県告示第四百六十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目 氏 名 居住地又は勤務先

外科 足立 妙文 東伯郡羽合町長瀬一九五〇

東伯郡羽合町国民健康保険直営診療所

内科 宮川 英子 東伯郡大栄町瀬戸五三ノ二

外科 宮川 鉄男 東伯郡大町瀬戸五三ノ二

鳥取県告示第四百六十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	廃止年月日
小谷診療所	西伯郡名和町 大字御米屋九五四番地	内科、小児科、産 婦人科	昭和四十四年六月九日

鳥取県告示第四百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十四年 六月十日	小谷医院	西伯郡名和町大字御米 屋字中野中二三四の一	内科、小児科、産 婦人科、外科	小谷晴彦

鳥取県告示第四百六十七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	廃止年月日
明石歯科医院	西伯郡名和町 御来屋九七四	歯科	昭和四十三年九月十六日

鳥取県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十四年七月四日	明石歯科診療所	西伯郡名和町 御来屋九七四	歯科	明石喬雄

鳥取県告示第四百六十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地
昭和四十四年八月一日	芦川外科医院	鳥取市田園町四丁目三八七

鳥取県告示第四百七十号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年八月十二日から施行する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

神奈川県愛甲郡 同県横須賀市 愛知県丹羽郡 兵庫県姫路市

鳥取県告示第四百七十一号

倉吉市長から申請のあった市宮土地改良（岩倉地区は場整備）事業の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき昭和四十四年八月五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十二号

昭和四十四年六月二十八日付けで岩美町長から申請のあった土地改良（長谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十三号

昭和四十四年六月十日付けで倉吉市富海四七四番地山崎利明ほか十四人の者から申請のあつた富海土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十四号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行生山出張所」を「株式会社鳥取銀行生山支店」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書

- 1 種類 政治資金規正法第17条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和44年1月1日から
昭和44年6月30日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額 円	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理 年 月 日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
社団法人鳥取県建設業協会	円 0	0	円 0	0	円 0	円 0	0	円 0	0	円 0	44. 7. 2

- 4 主たる寄附者及び支出
 - (1) 寄附者 なし
 - (2) 支出 なし

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十四年七月二十六日委嘱したので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和四十四年八月十二日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 関 歴
谷口俊男	大三、三、元	鳥取市雲山五五	鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	事務局(鳥取)三一六〇四	鳥取県地方労働委員会事務局審査課課長補佐

公 告

証 票 無 効

徴税吏員証

昭和42年1月1日交付第309号

鳥取県東部県税事務所所属若荷主吉名義の分

昭和44年4月15日亡失

上記の証票亡失の届出があつたので、事故発生の日以降無効とする。

昭和44年8月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

昭和44年8月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第47条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 製菓衛生師法の施行（昭和41年12月26日施行）の際現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）で、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年をこえていたもの又は同法の施行の日後3年をこえるに至つたもの

なお、旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号の一に該当する者は、学校教育法第47条に規定する者とみなす。

2 試験の日時

昭和44年9月17日 午前9時

3 試験の場所

倉吉市巖城 鳥取県中部総合事務所

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

5 受験手続

- (1) 提出先
 - ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課

(2) 提出書類

- ア 受験願書 (様式第1号によること。)
- イ 履歴書 (特に菓子製造業務に関する経歴を詳細に記入すること。)
- ウ 受験資格を有することを証する書類
- エ 菓子製造業従事証明書 (様式第2号によること。)
- オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)
- (3) 提出期間
昭和44年8月25日から昭和44年9月2日まで。ただし、郵送の場合
は提出期間内の日付けの消印のあるものに限りに有効とする。
- 6 受験手数料及びその納付方法
 - (1) 受験手数料 2,000円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。
- 7 携行品 筆記用具及び受験票
- 8 その他
 - (1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。
 - (2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

様式第1号

製菓衛生師試験受験願書

収入証紙
はりつけ

年 月 日

鳥取県知事

殿

本籍

住所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

氏 名 ④

年 月 日 生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 履歴書
 - (2) 法第5条又は法附則第2項に該当することを証する書類 (菓子製造業に従事したことを証する書類は、別に定める様式によること。)
 - (3) 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)

様式第2号

菓子製造業従事証明書

1 従事者 本籍

住所

氏名

年 月 日 生

2 従事した期間
年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日間

3 菓子製造業に従事した施設の名称並びに所在地並びに当該施設に係る製造業の営業の許可年月日及び許可番号(廃業している場合は、廃業当時の営業の許可年月日及び番号)

4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業に従事したことを証明します。

年 月 日

証明者 氏 名 ㊟

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】